

タイトル	地域コミュニティの拠点としての公民館：神奈川県相模原市における地区公民館体制の形成過程から
著者	内田，和浩
引用	季刊北海学園大学経済論集，57(2)：113-131
発行日	2009-09-25

《研究ノート》

地域コミュニティの拠点としての公民館

— 神奈川県相模原市における地区公民館体制の形成過程から —

内 田 和 浩

1. 課題と方法

(1) はじめに

神奈川県相模原市は、神奈川県の北部に位置する人口約 71 万人、面積 328.84 平方キロメートルの自治体であり、現在は平成 22 (2010) 年度からの政令指定都市移行をめざしている。

相模原市は、昭和 16 (1941) 年に当時の上溝町・相原村・大沢村・田名村・麻溝村・新磯村・大野村と座間町の 2 町 6 か村が軍都計画に基づき合併してできた相模原町が母体となっている。昭和 23 (1948) 年には座間町が独立し、昭和 29 (1954) 年に市制施行して相模原市となった。当時の人口は、約 8 万人。面積は、90.77 平方キロメートルであった。

その後、相模原市では全国的な「昭和の大合併」による自治体再編は行われず、戦後約 60 年にわたって単独の自治体としてまちづくりが行われてきた。しかしこの間、首都圏の内陸工業地域且つベッドタウンとして人口は急激に増加し続け、昭和 35 (1960) 年には 10 万人、昭和 42 (1967) 年には 20 万人、昭和 46 (1971) 年には 30 万人、昭和 52 (1977) 年には 40 万人となり、昭和 62 (1987) 年には 50 万人を突破し、平成 12 (2000) 年には 60 万人を超えていった。

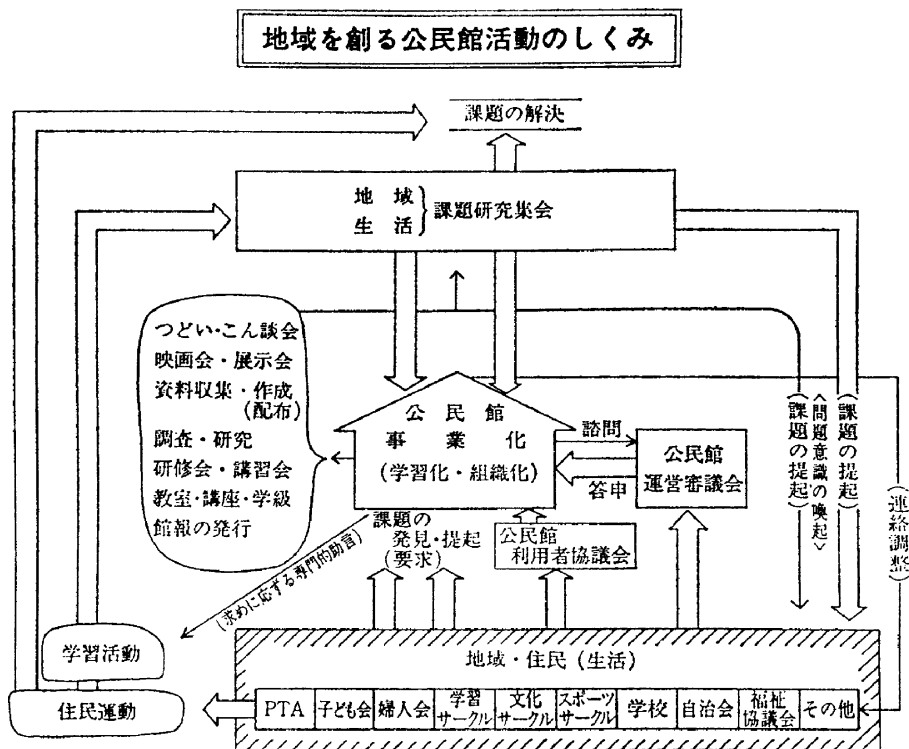
そして、「平成の大合併」により、平成 18 (2006) 年に旧・津久井町、旧・相模湖町と、

平成 19 (2007) 年には旧・城山町、旧・藤野町と合併して、現在の市域となっている。

「平成の大合併」の前の相模原市では、「地区館並立方式」(すべて独立した地区館であり、中央館は置かず、公民館相互の連絡調整は教育委員会事務局が行う)による公民館体制が制度的に整備され、最終的には市内に 23 公民館区 23 公民館が整備されていた。

そこでは、各単位自治会はもちろん、PTA や子ども会育成会、そして市内に 18 ある地区自治会連合会、地区社協等の役員や民生委員等の地域コミュニティ組織の中心的担い手の多くは、公民館との関わりを持ち、公民館活動の中で育ってきた人たちであるという関係が形成され、公民館は地域コミュニティの拠点として位置づいて行ったのである。

相模原市におけるこのような公民館体制とその整備は、「相模原市公民館整備基本計画」(第 1 次は昭和 44 (1969) 年 6 月、第 2 次は昭和 49 (1974) 年 3 月)及び「相模原市公民館整備実施計画」(昭和 49 (1974) 年 3 月)によって政策化され、原則として市域の行政区(出張所区域と本庁 6 区域)を基準とした 19 の公民館区に 20 公民館(1 館は広域館)が設置され、逐次独立した建物としての施設が整備(建設)され、各館には 3 名以上(うち 1 名以上は社会教育主事)の職員が配置される等、計画に基づく公民館整備は昭和 60 (1985) 年には達成されていった。その後、人口増等による公民館区の分割が行われ、昭



〈図1〉 相模原が目指してきた地区公民館活動の概念図

出典：『公民館事業のてびき』（相模原市教育委員会、1982）

和62（1987）年には21公民館区22館体制となり、さらに平成10（1998）年には23公民館区24館となっている。なお、広域館であった南文化センターは、平成14（2002）年に廃止となり、23公民館区23公民館体制となった。

また、地域から選ばれた非常勤特別職の公民館長・副館長、25名以内の公民館運営審議会委員、そして地域住民自身によって公民館活動を進める専門部会（文化部・体育部・青少年部・広報部など）が置かれ、地域の社会教育機関且つ社会教育の中核施設として、それぞれ独自の公民館活動を展開していった。〈図1〉は、そのような相模原の公民館が目指してきた「地域を創る公民館のしくみ」の概念図である。

平成14（2004）年度より「公民館改革」

が実施され、職員体制が変更され非常勤特別職の「公民館活動推進員」が配置され、市職員である公民館職員は館長代理の各館1名とになったり、公民館運営審議会が運営協議会へと変更になったりしたが、「地区館並立方式」という公民館の基本的位置づけは変わっていない。

さらに「平成の大合併」後も、旧相模原市域における公民館体制は変更されることなく、地域コミュニティを側面から支える拠点として位置づいているのである⁽¹⁾。

本稿は、平成17（2005）年9月に発足し

(1) 「平成の大合併」で合併した旧4町は、それまでの旧町毎の個別の公民館体制が維持されており、現在のところ旧相模原市とは異なる公民館体制を取っている。

た相模原公民館史研究会（略称・プロジェクトK）⁽²⁾における4年間の共同研究の現段階における成果である。

プロジェクトKは、このような相模原市の地域コミュニティの拠点としての公民館体制が、戦後60年以上の公民館のあゆみの中でどのように形成されてきたのかを明らかにするとともに、その中から、「平成の大合併」及び政令指定都市への移行を標榜する相模原市における公民館の未来へ向けた新たな方向性を探り、そのあり方を提起していきたいと考え発足させた研究会で、共同研究として現在継続して行っているものである。

本稿は、同研究会での共同研究のこれまでの成果を踏まえて、メンバーの1人である筆者の責任においてまとめた。

(2) 相模原の公民館のあゆみ

〈表1〉は、戦後直後から「平成の大合併」の直前までの相模原の公民館のあゆみを年表に整理したものである。

この中で、「地区館並立方式」の公民館体制が成立していくプロセスにおいてもっとも重要な時期として、昭和33（1958）年に当時の小学校区すべてに公民館が制度的に設置されたことが上げられる。

そのプロセスを概観すると、以下のように整理できる。

昭和21（1946）年7月の「寺中構想」以降、神奈川県からも同年8月教育民生部長通達として公民館設置が奨励され、相まって相模原では大沢・上溝地区等では青年団を中心に公民館設置の気運が盛り上がっていった。

そのような動きの中、当時の相模原町は昭和24（1949）年1月「公民館設置促進に関

する方針について」を各支所長宛に通知し、「町の当面の方針としては、①各地区適な建物を公民館にすること、②各地区小学校講堂を公民館に併用すること、③各地区の青年会館其の他の集会所を公民館として設置すること、など⁽³⁾」を打ち出した。

そして、同年6月に「公民館法」とも呼ばれる社会教育法が施行すると、10月には「相模原町公民館設置条例」が制定され、すでに地域による公民館設置が進められていた大沢・上溝の各公民館は、この条例に基づいて町立公民館として開設された。大沢公民館は、大沢小学校内に整備した施設を学校の講堂と兼ねて利用し、上溝公民館は、地元本町地区の集会場「新興会館」を町が借用して施設としたのである。

昭和25（1950）年には、橋本・大野南・小山・相原・新磯・麻溝公民館が相次いで設置され、昭和26（1951）年には田名公民館、昭和27（1952）年には大野北・大野中公民館が設置され、昭和16（1941）年の相模原町誕生前の旧村地域をベースとする支所単位（小山・相原を除く）への公民館設置が行われたことになる。

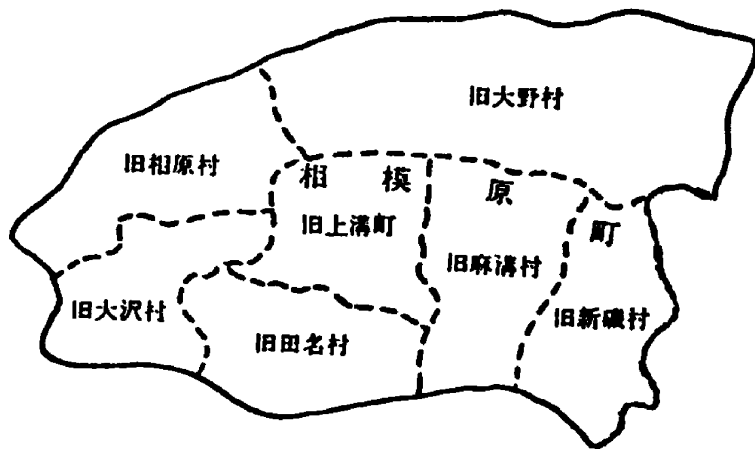
〈図2〉は、当時の相模原町と旧町村との関係を示した地図である。相模原町では、昭和23（1948）年に旧村役場に置いていた出張所を支所に変更するとともに、旧大野村には大野北・大野中・大野南の3カ所に支所を置いており、支所の数は9カ所であった。

さらに、昭和29（1954）年の市制移行後、昭和33（1958）年には清新・中央・星が丘・相模台公民館が設置され、当時の小学校区すべてに公民館が設置されたのであり⁽⁴⁾、ここに相模原市における「地区館並立」の公

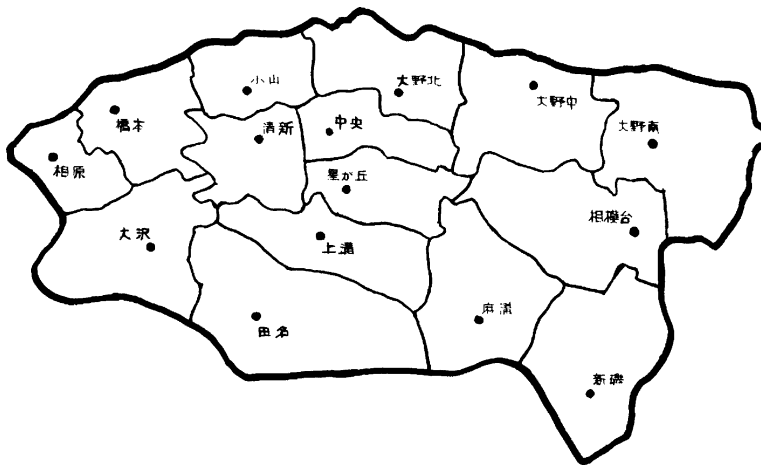
(2) 相模原公民館史研究会（プロジェクトK）のメンバーは、すべて元・相模原市の公民館職員であり、次の6人である。小林良司（代表）、藤田雅之、原田真由美、遠藤誠、岩下知潔、内田和浩。

(3) 『相模原市教育史第四巻現代通史編』（相模原市教育委員会、1988）p 477-478

(4) 厳密には、当時大野南公民館区には南大野小学校と谷口台小学校の2つの小学校があったが、公民館は大野南支所に併設して設置されている。



〈図 2〉 相模原町の旧町村
資料を基に筆者が修正して作成



〈図 3〉 昭和 33 (1958) 年に設置された 15 の公民館と公民館区
資料を基に筆者が修正して作成

民館体制は制度的に成立し、併せて 15 の「公民館区」という地域コミュニティが形成されていくことになったのである。

〈図 3〉は、昭和 33 (1958) 年に設置された 15 の公民館と公民館区の地図である。

そして、これらの公民館体制は、同年新設された教育委員会社会教育課（当初、社会教育係 3 名、体育係 3 名。翌年社会教育係 4 名。翌々年社会教育主事設置）によって支援されながら充実していった。

なお、ここで公民館が「設置」されたという言葉を用いているのは、その後相模原で初めて建物としての独立した公民館が「建設」されたのは昭和 44 (1969) 年の上溝公民館からであり、それ以前の公民館は「組織公民館」として支所や小学校に併設として「設置」されていたからである。

(3) 本稿の課題と方法

プロジェクト K では、この昭和 33 (1958)

年頃を相模原市における公民館体制成立期と位置づけ、その後「地区館並立方式」として定着し、「公民館区」と呼ばれる地域コミュニティが公民館を拠点に形成されていったことを過去の資料や当事者からの聞き取り調査等によって整理してきた。

本稿では、このような相模原の公民館体制が、どのようにして成立していったのか。その形成過程を明らかにしたい。

そのため、以下の3つの視点から考察を深めていく。

一つは、「公民館の設置（誕生）過程の地域による違い」である。一般的には、相模原の公民館は、大沢・上溝地区等での公民館設置気運の盛り上りをその象徴としてとらえ、地域からの強い要望によって地域毎に公民館が設置・整備されていったといわれているが、はたして本当であろうか。

二つめは、「公民館活動の担い手としての青年団」である。ここでは、旧村単位で戦後復活した青年団活動が、どのように公民館を求め、公民館活動と一体化していったのか。当事者からの聞き取り調査を踏まえて整理する。

三つめは、「国や県の動き」「町政・市政の動き」と「町長・市長の考え方」である。ここでは、戦後直後の「寺中構想」から社会教育法制定を経て、「公民館設置及び運営に関する基準」（昭和34〈1959〉年公示）に至る文部省（当時）の政策動向やそれを受けての神奈川県（後の神奈川県教育委員会）の市町村への働きかけなどを整理するとともに、その他市町村に対する国の動きや人口増加や「昭和の大合併」などの時代的背景について整理する。そしてその際、相模原町及び相模原市当局が、どのような公民館政策を展開していたのかを明らかにするとともに、小林興次右衛門氏を取り上げ、戦後直後から町長・市長として相模原の公民館体制に対してどのような考え方を持っていたのかを考察する。

そして、最後にこれらの考察を踏まえて、「昭和の大合併」による自治体再編やその後のコミュニティ政策等の上からの地域支配が全国各地で進められて行った中で、相模原市において地区公民館体制が確立していった意義を明らかにしていきたい。

2. 公民館誕生における地域毎の特徴

(1) 設置プロセスにおける類型

相模原市での公民館誕生（設置）における地域毎の特徴は、大きく次の三つに分類できる。

一つは、旧村である各地域から公民館建設（設置）を求める運動が盛り上がった地域であり、「相模原町公民館設置条例」の制定（昭和24〈1949〉年10月）以前から公民館設置を求めている地域である。大沢・上溝・相原公民館がこれに当たる。

大沢地区では、昭和22（1947）年6月に青年団の企画で開催した金森徳次郎国務大臣の時局講演会をキッカケに、「学校の講堂を兼ねた住民の集会場」として公民館を建設の推進を進めていった。そして、翌23（1948）年11月には、地元の寄付を受け旧陸軍の施設を転用した公民館兼大沢小学校講堂が建設され、「公民館落成祝賀学芸会」が举行されていった。

上溝地区でも、青年団や地区社会教育委員会・弘報委員会などが公民館設置の中心になって活動していた。まず、上溝青年団は、市域でもっとも早い昭和20（1945）年12月に結成され、後に公民館活動へと発展していく文化活動、スポーツ活動、産業振興に至る活動を活発に展開していった。社会教育委員は、昭和21（1946）年5月の文部次官通牒「都道府県並びに市町村社会教育委員設置について」においてその設置促進が図られていたが、相模原町では県からの設置勧奨を受け、昭和23（1947）年に入り、各支所地区毎に

地区社会教育委員を置き、それぞれ委員会が組織された。上溝地区では「委員の活発な活動を促すために委員会に部制（庶務部・編集部・視覚教育部・生活改善部・公民館図書館推進部・風紀部・上溝会館対策部）が設けられた。その中で社会教育委員会会報『上溝通信』は編集部が発行した。⁽⁵⁾」と記されており、この活動が後の公民館活動の母体となったといえる。また、弘報委員会は、昭和 24 (1949) 年 3 月に「(中略) すべての行政を一般町民に徹底させると同時に町民の声を行政に反映させること」を目的に 28 名で発足し、「町民のつどい」を上溝振興会館で開催した。この委員会が、上溝振興会館を上溝公民館とすることや後の公民館設置を円滑に進める役割を果たしたとされている⁽⁶⁾。

相原地区では、公民館設置のための準備委員会が組織され、「相原公民館規定」(昭和 24 (1949) 年 7 月 5 日施行) を作成した、との記述がある⁽⁷⁾。

これらの動きを受け、「相模原町公民館設置条例」制定 (昭和 24 <1949> 年 10 月) によって、大沢公民館・上溝公民館が設置された。しかし、大沢・上溝両公民館が旧大沢村・旧上溝町の全地域を公民館区として誕生したのに対して、相原地区は旧相原村の中の一つの地域に過ぎず、相模原町役場の支所は橋本地区に置かれていたため、相原公民館の実際の設置は、旧相原村であった橋本公民館・小山公民館と同時の昭和 25 (1950) 年となっている。

二つめは、「相模原町公民館設置条例」の制定 (昭和 24 <1949> 年 10 月) 後、公民館

設置を決めた地域である。相模原町は「昭和 25 年度公民館設置方針」を作成し、「各支所管内に一館を基本」として設置を図り、25 (1950) 年の橋本・大野南・小山 (旧相原村の一部であり、支所は置かれていないが、相原と同様に地域からの盛り上がりがあった)・新磯・麻溝公民館、26 (1951) 年の田名公民館、27 (1952) 年の大野北・大野中公民館が設置されていった。

たとえば、麻溝地区では「立石所長 (役場麻溝支所長一筆者注) と長谷川校長 (麻溝小学校校長一筆者注) のトップ会談が持たれ、公民館設置についての申請文書は、校長が作ってくれということで、長谷川校長が作成した。⁽⁸⁾」と記されており、公民館設置への地域的盛り上がりがあったわけではないように見える。

しかし、橋本・小山・麻溝はその後青年団活動とともに活発な公民館活動を展開していった。これに対して、他の地域 (大野南・新磯・大野北・大野中) では、公民館は制度的に形式的に設置されたに過ぎなかったようである。

たとえば、大野南公民館については、昭和 26 (1951) 年に町長より「南大野公民館設置促進について」の文書が出され実質的な公民館設置の催促がなされていた。実は、この大野南公民館だけは、小田急相模大野駅近くの支所に併設して設置されたため、近くに小学校がなく、運営に学校の関与がなかったため、当初より活動が停滞していたのである。

三つめは、昭和 33 (1958) 年に当時のすべての小学校区 (15 小学校区) に公民館が設置された際にできた清新・中央・星が丘・相模台公民館 (同時に市役所相模台分室が置かれた⁽⁹⁾) である。『相模原市教育史』には「33 年になると、地域住民の強い要望により、

(5) 前掲『相模原市教育史第四巻現代通史編』p 168-169

(6) 『上溝公民館 25 周年誌』を参照。弘報委員会は、戦後直後 GHQ が住民自治を浸透させるために指示して各地で作られた組織。

(7) 前掲『相模原市教育史第四巻現代通史編』p 478

(8) 『麻溝公民館 25 周年誌』を参照

(9) 相模原市は、昭和 31 (1956) 年に支所を分室に

中央・星が丘・清新・相模台の各公民館が新設され、小学校区ごとに15の公民館が整うこととなった。⁽¹⁰⁾と記されている。

例えば、星が丘地区の地域史には「昭和23年、星が丘に小学校の分校（本校は上溝小学校―筆者注）が開校され（翌24年星が丘小学校となる）同じ学区となったことにより、離ればなれであった地域もPTA活動をはじめ消防団活動などを通じて交流がはじまり、更に公民館や子ども会活動などに手を組み、星が丘地区として大きなまとまりを持って行った。⁽¹¹⁾」との記述がある。

(2) 公民館長の選出と小学校

現在の相模原の公民館は、すべてが地域選出の民間人が公民館長となっている。

しかし、昭和33（1958）年に設置された4つの公民館以外は、当初各支所長や学校長が公民館長となっていた。このことも、相模原における公民館誕生における地域的特徴の一つである。

まず、大沢・上溝・麻溝・新磯・田名・大野北・大野中の設立時の公民館長は支所長であった。これに対して、橋本・相原・小山の設立時の公民館長は小学校校長であった。この3地区は、同じ旧相原村に属しており、当時橋本支所管内の地域であった。

たとえば、「当時の支所長というのは、昔の村長みたいに思われていましたから、当然公民館長を兼務するものといった風潮でしたね。⁽¹²⁾」との記述があり、発足当初の公民館が軌道に乗るまでは行政主導で運営していたという考え方があったと思われる。

これが地域選出の民間館長に代わっていくのは、それぞれ時期に若干のずれがある。麻溝公民館では昭和29（1954）年より、大野中公民館では昭和30（1955）年より地域選出館長となっている。

いづれにせよ、昭和31（1956）年に支所が分室に組織換えになった時には、当時のすべての公民館が地域選出館長に替わっており、昭和33（1958）年段階ではすべての公民館長が地域選出の民間人となっている。

しかし、すべての公民館が地域選出館長に替わってからも、公民館と小学校との関係の深さは変わっていない。たとえば、麻溝公民館では小学校長が昭和62（1987）年まで副館長を務めており、他の多くの公民館においても、独立の公民館施設が建設されるまでの公民館（組織公民館）の活動拠点は小学校であり、教頭の多くは公民館の主事を兼務していた。

また、相模原市の公民館活動の特徴として、体育・スポーツ活動があるが、「町民運動会」や「健康まつり」、各種スポーツ大会の会場は、現在でも小学校が会場として使われていることが多い。

3. 公民館活動の担い手としての青年団

このように、大沢・上溝等の先駆的な地域での「公民館設置」への盛り上がりを担っていたのが、旧村単位で結成された青年団である。相模原市域では、昭和20（1945）年12月にいち早く上溝青年団が結成されている。翌21（1946）年には、大沢・田名・新磯・旭（旧相原村）・麻溝、大野青年団が次々に各旧村地区に結成され、大半の地域に青年団が結成された。

そして、昭和21（1946）年9月1日、「相模原町連合青年団」が結成され、結成を記念した「結成記念体育大会」が上溝国民学校校

変更し、さらに昭和45（1970）年には出張所に変更している。

(10) 前掲『相模原市教育史第四巻現代通史編』p 481

(11) 『地域史 相模原市星が丘公民館地区』（星が丘地域史編纂委員会、1990.3）p 27

(12) 大野中公民館25周年記念誌より

庭を会場に盛大に開催された。以後、「相模原町連合青年団」は、体育行事などを通して各地区青年団相互の親睦・交流を行うようになっていった。「住民の体育活動も地区の若者たちが中心になって始められ、駅伝大会や陸上競技会が各地区で開催されるようになった⁽¹³⁾」という。

そのような中、各地域の青年団の活動は、それぞれの地域の公民館に大きな役割を果たしていった。

たとえば、大沢青年団は「郷土を再建する運動」を進め、学校整備運動に取り組み、昭和 22 (1947) 年 6 月には、公民館を建設の推進のキッカケとなった金森徳次郎国務大臣の時局講演会を開催するなど、地元の寄付による公民館建設の中核となっていた。つまり、青年団の「郷土再建」への熱い思いが、早期の公民館建設・設置へとつながったといえる。

また、橋本地区でも青年団活動を母体に公民館が設置されている。ここでは青年団の活動家の 1 人であり橋本出張所職員であった柚木敬さんが、昭和 27 (1952) 年 9 月から橋本公民館書記（後に、教育委員会事務嘱託）となり、公民館活動を担っていた。柚木さんは、「一般住民は公民館とは建物（小学校講堂）を指しているような感覚だったように思える。事業も限定され、町民運動会が主要な行事で少年野球大会やナトコ、エルモによる 16 mm 映画会、レクリエーション講習会、青年学級、講演会などを開催した程度であった」と語っており⁽¹⁴⁾、連携しつつも橋本では青年団活動とは別に公民館活動が行われていたといえる。

しかし、麻溝地区では誰かが公民館を創ろうと言い出したのではない。「昭和 20 (1945) 年をはさんで青年団が休止状態で、

女子青年団が中心だった。昭和 24 (1949) 年から麻溝青年団が麻溝地区レクリエーション大会を開催し、翌 25 (1950) 年 12 月に麻溝公民館がスタートした。大沢や上溝に合わせて公民館を設置したのではないかと思う。このころは、青年団が地域でのさまざまな活動の中心となっていた。昭和 25 (1950) 年から 28 (1953) 年までは、町役場麻溝支所長が館長であり、公民館と言っても名ばかりだった。昭和 29 (1954) 年から館長が地域選出となり、すべての事業が公民館主催となっていた。その裏には、青年団の衰退（昭和 32 (1957) 年解散）があった」と、中島ミサさんはいう⁽¹⁵⁾。ここからは、麻溝公民館発足当初は活発な青年団活動に公民館の名前をかぶせて、公民館活動として実施してきた経緯がわかる。

このように、先駆的な地域では公民館設置へ向けての動きは青年団がその中心的担い手あり、公民館設置後も青年団や青年団活動が公民館活動の中核を担っていたのである。

しかし、その後の青年団活動の低下と青年団そのものの自然消滅は、麻溝公民館の例が示すように、公民館活動が青年団活動を引き継ぐという形で移行していくのであり、その際、青年団活動の中心メンバーから公民館に関わってきた人々によって、担われていくのである。

例えば、上記橋本公民館の柚木さんのように、男性ではその後市役所職員になったり、市議会議員となったり。中島ミサさんのように、結婚し地域婦人会や PTA として等、相模原の公民館活動の担い手となっていたのである。

(13) 前掲『相模原市教育史第四巻現代通史編』p 31

(14) 平成 19 年 8 月 28 日に本人より聞き取り調査を行った。

(15) 現・麻溝公民館運営協議会委員。戦後直後から、女子青年団活動、地区婦人会活動に参画し、麻溝公民館の活動に一環して関わってきた方である。平成 19 年 6 月 22 日に本人から聞き取り調査を行った。

4. 国や県の動きと相模原の公民館施策 — 町長・市長の考え方

(1) 「寺中構想」と県の動き

国の公民館政策は、昭和21(1946)年7月の文部次官通牒「公民館の設置運営について」(「寺中構想」)から始まる。その後の国の動きとしては、昭和22(1947)年に日本国憲法が施行し、さらに「教育憲法」とも言われる教育基本法も施行した。公民館についても同年「新憲法公布記念公民館設置奨励」(文部次官通牒)によって補助金交付の施策が打ち出されている。そして、昭和24(1949)年6月に社会教育法が施行され、公民館は法的根拠を持った教育機関・社会教育施設として、全国の市町村に広がっていくのであり、市町村に教育委員会が一斉設置された昭和27(1954)年11月現在で、70%を超える設置率となっている⁽¹⁶⁾。

「寺中構想」を受けた神奈川県も、昭和21(1946)年8月県教育民生部長通達として公民館の設置を各市町村に奨励する施策を取っていった。また、「憲法精神普及徹底指導者講習会」(昭和22<1947>年)などを開催して、新憲法の普及を図っていった。県は相模原市域においても、町役場の各出張所を単位に種々の憲法普及の活動に取り組んでいる。新憲法パンフレットの各戸配布、回覧での趣旨の徹底、国務大臣金森徳次郎の時局講演会開催(大沢)、文部省社会教育局社会教育課長寺中作雄による講演会の実施(麻溝)、朝日館を会場とした講演会の実施(橋本)などが特徴的なものである⁽¹⁷⁾。

これら国・県の動きは、先に見てきたように各地区の青年団活動と呼応する形で、地域

からの公民館設置要求とつながっていったと見ることができる。

その後、昭和28(1953)年に町村合併促進法が施行され、「昭和の大合併」が全国的に行われ、昭和28(1953)年から昭和36(1961)年までに市町村数はほぼ3分の1になっていった。「昭和の大合併」では、それまでの個々の市町村の歴史において、公民館が存在していたところと存在していないところが合併して一つの自治体を創ることになり、多くの自治体では公民館が統廃合されるなど、社会教育条件の後退が見られた。

前述のとおり、相模原は昭和16(1941)年に軍都計画によりすでに町村合併を終えており、「昭和の大合併」の影響を受けることはなかった。

(2) 相模原市の公民館施策

— 旧村(支所)単位から小学校区へ

一方、相模原町政における公民館設置へ向けた動きは、昭和23(1948)年に設置された社会教育委員制度にその源流があるように思われる。『相模原市教育史』には「上溝・大野北・大野南・大野中・新磯・麻溝・大沢・田名・橋本の各地域に地区社会教育委員が置かれ、それぞれに委員会が組織され、地域の実情に根ざした社会教育の振興が図られた。(中略)また、町の社会教育事業推進の母体として町社会教育中央委員が置かれた。この中央委員は23(1948)年9月1日付で35名が委嘱されている。⁽¹⁸⁾」と記されている。これが後に設置される公民館の地区とほぼ同じ地域になっており、注目する点である。

昭和24(1949)年1月相模原町は、「公民館設置促進に関する方針について」を社会教育法施行(同年6月)に先だって通知した。そして、法施行後同年10月に「相模原町公

(16) 『全公連50年史』(社団法人全国公民館連合会、2001)を参照。

(17) 前掲『相模原市教育史第四巻現代通史編』を参照。

(18) 前掲『相模原市教育史第四巻現代通史編』p 168-169

民館設置条例」を制定して、上溝と大沢に公民館が設置されるのである。しかし、先の社会教育中央委員は、社会教育法に基づく町社会教育委員として委嘱され、各地区に置かれていた社会教育委員は「本年度に限り各地区の公民館運営審議会委員として移行する」(昭和 24 (1949) 年 8 月 8 日、社会教育中央委員会要点報告) ことなどを確認したのである。

さらに翌 25 (1950) 年には、「相模原町公民館設置方針」が示され、「町が設置する公民館は形式看板に終るようなものではその設置の意味がないので、社会教育関係団体、一般産業団体その他すべての社会構成組織団体及個人の理解の下に順序を追って設置準備をする⁽¹⁹⁾」こととし、原則として町役場の各支所単位に公民館を整備することが示されたのであった。それにより、昭和 25 (1950) 年中には橋本・大野南・小山・相原・新磯・麻溝公民館が相次いで設置され、26 (1951) 年には田名公民館、27 (1952) 年には大野北・大野中公民館が設置されたのである。

さらに、昭和 33 (1958) 年には、中央・星が丘・清新・相模台の各公民館が新設され、これによって当時の小学校区ごとに公民館が設置されたことになる。つまり、市当局は「各支所単位」の公民館整備方針を、昭和 33 (1958) 年には「小学校区単位」の公民館整備に方針転換したと見ることができる。

実は、この時期は国が昭和 31 (1956) 年に施行した「首都圏整備法」によって、首都圏に相模原市域が位置づけられ、早々に首都圏整備法の「市街化開発区域」の指定を受けることになった時期＝昭和 33 (1958) 年と重なっている。「市街化開発区域」とは、同法で「首都圏の既成市街地 (東京 23 区、横浜、川崎市等―筆者注) への産業・人口の

集中傾向を緩和し、首都圏内の産業・人口の適正な配置を目的に工業都市・住居都市等として発展させる区域」とされた区域のことであり、このことによって相模原は、「内陸工業地域」として、首都圏の「ベットタウン」として発展していくことになったのである。

このように相模原では、「昭和の大合併」という自治体再編がなく、首都圏整備法の施行を受け入れやすかったこともあり、公民館体制を後退させるのではなく、人口急増に伴う新たな地域コミュニティの形成のための条件として、市当局をして公民館体制の整備充実へ向かわせたと見ることができる。

ほぼ全市域に公民館体制ができあがるに伴い、公民館相互の協議が必要を増したことにより、昭和 33 (1958) 年 5 月 1 日、自主団体として「相模原市公民館連絡協議会」(市公連) が結成された。市公連は、すべてが地域選出の民間人となった公民館長を構成員とする組織であり、同年 12 月には社会教育委員会議とともに「昭和 34 年度相模原市社会教育関係重点施策」(協議資料) を作成している。『相模原市教育史』には「これは、その後の当市の公民館整備計画の基礎となるものであった。」と記されている。

(3) 「教育町長」小林興次右衛門

このような相模原市における公民館体制成立期に、町長 (昭和 22 <1947> 年～26 <1951> 年)・市長 (昭和 30 <1955> 年～34 <1959> 年) として登場するのが小林興次右衛門氏である。この時期は、上記の相模原における公民館設置・整備時期と重なっており、小林氏の考え方が相模原の公民館施策を形成してきたと見ることができる。

小林興次右衛門氏といかなる人物であったのだろうか。小林氏は、明治 19 (1886) 年に上溝で生まれ、農業に従事しながら試験検定で小学校農業科専科教員免許を取得し、農学校教員を勤めた。その後、農業指導者とし

(19) 『相模原市教育史第三巻現代資料編』(相模原市教育委員会、1986) p 995

て活躍後、大正期から昭和初期にかけて横浜貿易新報の記者となり、昭和7(1932)年から神奈川県議会議員(2期)を勤め、上溝町議会議員を兼務した。

さらに、昭和16(1941)年の相模原町合併後は町議会議員を務めた。戦後、昭和21(1946)年に相模原町議会議長となり、同年10月に当時の町長が公職追放となったことから暫定的に町長を兼務し、昭和22(1947)年の町長選挙に立候補して当選したのである。

この間、小林町長は「教育町長」とも呼ばれるほど、公民館の設置のみならず、新制中学校の建設、大学の誘致(現・相模女子大学、現・麻布大学)、市制施行等を進めていった。

しかし、昭和26(1951)年の町長選挙で落選。昭和29(1954)年に清水睦町長のもとで、相模原は市制施行を迎えた。

昭和30(1955)年、小林氏は「工業立市」を掲げて初の市長選挙に立候補し、「田園都市構想」を掲げた清水氏を大差で破り市長となった。

そこでは、市役所の機構改革(同時に支所を分室へ)や首都圏整備法による市街化開発区域の第1号指定を受け、工場誘致条例による工業化政策を進めていった。

その後、小林氏は「九州製缶事件」で逮捕されたが辞職はしなかった。しかし、昭和34(1959)年の市長選挙では落選。昭和37(1962)年に77才で永眠されている。

実は、小林市長の下で助役となった河津勝氏は、次の山口茂治市長の下でも引き続き助役となり、昭和40(1965)年1月から昭和52(1977)年1月まで市長を勤めている。そして、河津氏は相原地区出身であり、橋本・相原・小山の旧・相原村地域(当時の橋本支所管内)内の各公民館が設置された昭和25(1950)年当時、橋本支所長を務めていた人物である。

また、同じく小林市長の下で教育長となった館盛静光氏も、そのまま教育長を続け、昭

和52(1977)年1月から平成9(1997)年1月まで市長を勤めている。館盛氏は大沢地区出身であり、大沢地区青年団の団長として、公民館設置の中心的な担い手であったのみならず、公民館が設置された昭和24(1949)年には大沢支所長を務め、大沢公民館の初代館長となった人物である。

したがって、相模原町政・市政における公民館施策は、この3人の歴代町長・市長を貫く考え方として見ていく視点も必要であり、小林氏の功績は、自身の功績に加え、この腹心の2人がその後30年以上市長として市政を担っており、とりわけ公民館体制の整備・発展を中心とした相模原市の社会教育行政の道筋に与えた影響は極めて大きいといえよう。

5. まとめと今後の課題

(1) 本稿のまとめ

本稿では、相模原市における「地区館並立方式」の公民館体制が成立していくプロセスを3つの視点から考察してきた。

そこで明らかになったことは、地域住民からの形成史として、まず第一に、昭和16(1941)年の町村合併前の旧村単位に戦後すぐ結成された青年団による「先駆的な」公民館設置への盛り上がりがあったこと。第二に、それら青年団の中心的担い手がさらにその後の公民館活動の担い手に発展し、「相模原市公民館連絡協議会」(市公連)の結成へもつながっていったこと。さらに、かつて青年団で公民館活動を主導した人物が、その後市長や市役所幹部、そして地域コミュニティ組織の中心的担い手となっていったことが、その後の公民館の整備・充実につながっていったといえる。

次に、町政・市政の公民館施策や国・県の動向等からの形成史として、まず第一に昭和25(1950)年の「相模原町公民館設置方針」によって、原則として町役場の各支所単位に

公民館の整備することが示され、「地区館並列」による公民館整備の方向性が決まったこと。その前提として、すでに戦前の町村合併によって相模原町がスタートしたという経緯がある。また、「首都圏整備法」の制定は、「昭和の大合併」の影響を受けない相模原市にとっては、他に先んじて「市街化開発区域」の指定を受けることに繋がり、その後の飛躍的な人口増をもたらすことになった。その際、人口増による小学校建設による公民館区＝小学校区によって、その後の地区公民館配置が進められた。そこでは、新たな地域コミュニティ形成の範囲として公民館区＝小学校区が想定されてきたと見ることができる。

これは、当初支所単位と小学校区がほぼ一緒であったことと、「組織公民館」としてのスタートが、活動の場として小学校施設を利用することや小学校校長・教頭が公民館の担い手（館長・副館長、主事）になるなど、小学校と公民館の関係を強め、当初旧村の行政区（支所）＝1 小学校区であったことから、人口増による小学校建設による公民館区＝小学校区によって、その後の地区公民館配置が進められていったと見ることができる。

全国的には、「昭和の大合併」によって公民館の統廃合が行われ、設置市町村率での変化は大きくはないが、旧村単位の公民館が分館になったり廃止された例も多く見られた。しかし、相模原市では「昭和の大合併」はなく、逆に小学校区に公民館が設置されていたのである。

そして、そこでは行政による地域支配ではなく、「教育町長」とその後継者たちによって、地区毎の行政サービスの充実と住民自治の単位としての地域コミュニティ形成の必要性の意味が確認され、地域コミュニティの拠点であり且つその側面（人材育成や教育的視点）を支える拠点として公民館・公民館活動が位置づけられて行ったと見ることができる。

このような取り組みは、現代的には「協働

のまちづくり」や「パートナーシップ型地域づくり」と見ることができ、相模原市では公民館を拠点としながら、先駆的に取り組まれてきたといえよう。

(2) 今後の課題

すでに述べてきたように、本稿で取り上げた昭和 33（1958）年に確立した相模原の公民館体制は、まだ建物として公民館が整備される前の「組織公民館」時代の体制のことである。

相模原市で独立の施設を持った公民館が整備されていくのは、昭和 44（1969）年の上溝公民館からであり、「相模原市公民館整備基本計画」（第 1 次・第 2 次）及び「相模原市公民館整備実施計画」によって政策化され取り組まれるようになってからであり、その多くが 1980 年代（昭和 55 年～平成元年）に建設されている。

したがって、その後どのようなプロセスを経て〈表 1〉「相模原の公民館のあゆみ」で整理した現在の 23 館の独立施設を持つ公民館体制が成立して行ったのか。そして、どのような「公民館活動史」がそこで展開されてきたのか。また、その中でどのようにして地域コミュニティの担い手が形成されていったのか。などを、史実に即して、実践に即して、具体的に明らかにしていかなければならない。

今後も、プロジェクト K の仲間たちとともに、地道に共同研究を進めていきながら、これらの課題を明らかにしていきたい。

〈参考文献〉

- 注記で引用文献として取り上げた文献・資料の他、本稿の中で参照したのは以下の文献・資料である。
- ・『麻溝公民館 50 年のあゆみ』（麻溝公民館創立 50 周年記念事業実行委員会、2000）・各公民館 25 年史、50 年史
 - ・『公民館運営のてびき』（相模原市教育委員会、

- 1980)
- ・『公民館事業のてびき』(相模原市教育委員会, 1982)
- ・『公民館活動のてびき』(相模原市教育委員会, 1993)
- ・『公民館運営のてびきQ & A』(相模原市教育委員会, 2004)
- ・『新教育十年のあゆみ』(相模原市教育委員会, 1957)
- ・『かながわ社会教育』(神奈川県教育委員会事務局社会教育課, 1949)
- ・『社会教育十年のあゆみ』(神奈川県教育委員会, 1957)
- ・『小林與次右エ門』(小林與次右エ門編集委員会／編, 1985)
- また、相模原市の公民館及び社会教育実践について関係者が執筆した論文等は、以下の文献(公刊)に収録されている。
- ・『新社会教育論』(田代元弥, 岡本包治編著, 第一法規, 1972)——小林良司, 古川喜章, 向井隼雄分担執筆)
- ・『社会教育職員論(日本の社会教育第18集)』(日本社会教育学会年報, 1974)——「社会教育職員に関する条例, 規則の検討」(安立武晴, ほか1名)
- ・『現代社会教育の課題と展望(社会教育実践講座第4巻)』(千野陽一, 野呂隆, 酒匂一雄編著, 民衆社, 1975)——「職場集団の充実と住民の連帯」(安立武晴, 小林良司)
- ・『社会教育とは何か』(『月刊社会教育』編集部編 国土社, 1978)——「君もこないか社会教育の職場へ」(小林良司)
- ・『社会教育ハンドブック』(社会教育推進全国協議会編, エイデル研究所, 1979)——「相模原市南文化センターの広報活動」「相模原市・大野北公民館の執行組織」「相模原市の公民館整備計画」「神奈川・相模原市南文化センター昆虫教室」「神奈川・相模原市婦人学級・家庭教育学級・学習グループ委託金制度」
- ・『改訂社会教育ハンドブック』(社会教育推進全国協議会編, エイデル研究所, 1984)——「神奈川・相模原市の公民館整備計画」「私たちと公民館——公民館の歩みをふりかえって——」「公民館における事業とは」「神奈川・相模原市相模台公民館における体育事業のあり方と体育振興方策について」「神奈川・相模原市大野北公民館の執行組織」「神奈川・相模原市学習グループ援助制度」「神奈川・相模原市・子どもをとりまく地域環境マップづくり」「神奈川・相模原市平和学習にとりくむ青年教室」
- ・『公民館の再発見』(小林文人編, 国土社, 1988)——「子どもの地域環境マップ作りに取り組んで」(小林良司)「母親たちの公民館保育作りの運動」(格地悦子)
- ・『生涯学習計画と社会教育の条件整備』(小林文人, 藤岡貞彦編著, エイデル研究所, 1990)——「公民館整備計画から社会教育振興計画へ」(古川喜章, 小林良司, 長野徹夫)
- ・『社会教育労働と住民自治』(山田定市・鈴木敏正編著, 筑波書房, 1994)——「公民館主事の現状と労働内容～神奈川相模原市を例に～」(内田和浩)
- ・『地域住民とともに～社会教育実践論』(大前哲彦・千葉悦子・鈴木敏正編著, 北樹出版, 1996)——「学習を構造化する社会教育主事」(内田和浩)
- ・『世界の社会教育施設と公民館』(小林文人・佐藤一子編著, エイデル研究所, 2001)——「人口急増都市における公民館の展開」(古川喜章, 小林良司, 西東邦雄)

〈表 1〉 相模原の公民館のあゆみ

年	公民館・市の動き	住民・地域の動き	県・国の動き
昭和 20 (1945)	町内軍施設の接収	12 月 上溝青年団結成 (再発足)	9 月 「新日本建設の方針」 10 月 「日本教育制度に関する管理政策」 (GHQ)
昭和 21 (1946)		1 月 大沢青年団結成 4 月 相模女子大市内に移転 9 月 相模原町連合青年団結成	3 月 第一次アメリカ教育使節団報告書 5 月 文部次官通牒「都道府県並びに市町村社会教育委員設置について」 6 月 神奈川県青年団連盟結成 7 月 文部次官通牒「公民館の設置運営について」 8 月 教育刷新委員会設置 8 月 公民館運営に関する県民生部長通知 11 月 日本国憲法公布
昭和 22 (1947)	○社会教育行政開始 (町役場学務課が所管)	○PTA の結成はじまる ○婦人会の結成はじまる 6 月 国務大臣・金森徳次郎の時局講演会 (会場＝大沢小学校)	○県「憲法精神普及徹底指導者講習会」を各地で開催 3 月 教育基本法・学校教育法公布 4 月 地方自治法公布 6 月 第 1 回県社会教育研究大会開催 ○県立神奈川公民館発足 (後に県立社会教育会館)
昭和 23 (1948)	○地区社会教育委員の配置 4 月 米軍政部と社会教育に関する懇談会 9 月 社会教育中央委員の委嘱	○各地でレクリエーション講習会 ○青年団に野球ひろまる。その他、時局問題の講演会・PTA 母親学級、青少年指導者講習会 (YLTC) 巡回映画界など 11 月 大沢小学校に地元による公民館兼講堂が竣工。公民館落成祝賀小中学芸会を開催。 ○新生活運動はじまる。	3 月 青年学校廃止 4 月 県下で初の公民館館長会議 4 月 文部省「社会学級」委嘱開始 7 月 教育委員会法公布 9 月 川崎市で成人学校はじまる 11 月 県教育委員会発足
昭和 24 (1949)	1 月 町「公民館設置促進に関する方針」を各支所長宛通知 4 月 図書館設置 (かまぼこ兵舎) 10 月 町公民館設置条例制定 10 月 上溝・大沢公民館設置 10 月 社教法に基づく社会教育委員の委嘱 (先の社会教育中央委員に)	12 月 社会学級青年部 (大沢公民館) はじまる。	1 月 教育公務員特例法公布 6 月 社会教育法公布
昭和 25 (1950)	○「公民館設置方針」の作成 (各支所管内に一館を基本として公民館を設置) ○社会教育担当専任職員 1 名配置 5 月～12 月 橋本公民館、大野南公民館、小山公民館、相原公民館、新磯公民館、麻溝公民館設置	4 月 青年団体指導者講習会が初めて開かれる ○相原公民館、初めての地区体育祭を開催 ○大沢公民館、初めての公民館まつり 上溝成人学校が開校。 ○各公民館で社会学級・成人学校が盛ん ○公民館婦人教養講座・料理講習	4 月 図書館法の公布 5 月 文化財保護法の公布 9 月 第二次アメリカ教育使節団報告書 12 月 地方公務員法発布

昭和 26 (1951)	12月 田名公民館設置	○新生活運動盛ん ○青年団運動会各地で開かれる(駅伝は特にさかん) 第1回文化祭開催	5月 日本青年団協議会結成 6月 社会教育法一部改正 9月 講和条約・日米安保条約調印 12月 博物館法公布
昭和 27 (1952)	7月 大野北公民館設置 11月 町教育委員会発足(定数14 実数9。社会教育担当は3名 となる) 12月 大野中公民館設置	4月 小中学校PTA連絡協議会発 足(22団体) ○連合青年団、青年団連絡協議会に 名称変更	○第1回全国婦人教育指導者会議開 かれる(婦人学級が統一的名称に なる) ○県公民館連絡協議会結成
昭和 28 (1953)	○社会教育委員会答申「社会教育の 基本方針について」	4月 第1回婦人のつどい開催 11月 第1回体育祭開催	8月 青年学級振興法公布 ○県文化財保護条例 ○婦人教育費の復活(文部省) ○神奈川社会教育研究会発足
昭和 29 (1954)	11月 相模原市制施行 ○教育委員会職員13名となる。 ○教育研究所開所	4月 青年学級はじめて開かれる 4月 婦人団体連絡協議会結成 10月 第1回婦人団体指導者講習会 11月 市体育団体連絡協議会発足	6月 教育二法公布
昭和 30 (1955)	○市教委定数改正(17名となる) 7月 工場誘致条例制定	1月 第1回市民スキー講習会 ○婦人学級(4)はじめて開かれる 5月 第1回市民選手権大会開催 7月 第1回市民富士登山実施 8月 第1回青年大会開催	○静岡県稲取町、山梨県柏村実験社 会学級
昭和 31 (1956)	○社会教育係4名となる 7月 市総合運動場造成 10月 教育委員会が任命制になる ○工場誘致第1号(カルビス食品) 決定	4月 第1回健康まつり開催 8月 第1回市民キャンプ開催 ○青年団連絡協議会・青年団協議会 へ名称変更 ○文部省委嘱婦人学級開始	4月 首都圏整備法施行 6月 「地方教育行政の組織および 運営に関する法律」公布
昭和 32 (1957)	11月 市立体育館完成	4月 市体育協会発足(体育協会の 名称変更) 11月 第1回市民ロードレース大会 開催 ○体育指導委員配置(健民指導員か ら名称変更)	
昭和 33 (1958)	4月 青少年問題協議会結成 4月 清新公民館、中央公民館、星 が丘公民館、相模台公民館設 置(小学校区完成) 8月 首都圏整備法の市街化開発区 域の指定を受ける ○社会教育課新設(社会教育係 3 名 体育係 3名)	5月 市公民館連絡協議会結成 6月 大山工業団地の造成はじまる	
昭和 34 (1959)	社会教育係 4名となる	○相模大野団地、上鶴間団地造成	4月 社会教育法大改正 12月 公民館設置及び運営に関する 基準」について告示
昭和 35 (1960)	4月 社会教育主事設置(※発令 主事1 主事補2)	○鶴が丘団地造成	1月 新安保条約調印 9月 池田内閣「高度成長・所得倍 増政策」発表
昭和 36 (1961)	3月 工場誘致条例廃止 4月 初めての児童館が相原に	4月 市文化団体連絡協議会結成	10月 全国の中学で一斉学力調査 (文部省) 6月 スポーツ振興法公布

昭和 37 (1962)	○社会教育係 5 名となる 4 月 体育指導委員を委嘱 (48 名) 4 月 スポーツ振興審議会設置	2 月 第 1 回市民スケート講習会	
昭和 38 (1963)		3 月 市子供連絡協議会結成 ○市青年団体連絡協議会発足	1 月 経済審議会「経済発展における人的能力開発の課題と対策」答申
昭和 39 (1964)	○市公民館条例公布 (公民館設置条例廃止) ○青少年課新設 4 月 市青少年指導員に関する規則公布 7 月 市立青少年相談所開所	○家庭教育学級(5)開設	4 月 全国の市町村で家庭教育学級開設 (文部省補助) 10 月 東京オリンピック ○県青少年事務局発足
昭和 40 (1965)	○社会教育委員会議答申「相模原市立公民館の基本計画について」	○第 1 回市民大学を開催 ○第 1 回成人大学を開催	
昭和 41 (1966)	○図書館移転, 視聴覚ライブラリー開設	○委託婦人学級(12)同婦人ゼミナール(4)を開始	
昭和 42 (1967)			
昭和 43 (1968)	○第 1 次相模原市総合計画策定 ○青年の家開設		○全公連「公民館のあるべき姿と今日的指標」発表
昭和 44 (1969)	○「相模原市公民館整備基本計画 (第 1 次) 策定 ○上溝公民館開館		
昭和 45 (1970)		○婦人ゼミナール研究集会開催	
昭和 46 (1971)	○社会教育委員の会議「公民館の建設について」を建議		○社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」
昭和 47 (1972)	○南文化センター開館		
昭和 48 (1973)	○社会教育委員の会議答申「相模原市公民館整備基本計画について」	○上溝公民館で初めての高齢者学級始まる ○婦人学習グループ連絡協議会発足	
昭和 49 (1974)	○第 2 次相模原市総合計画策定 ○「相模原市公民館整備基本計画 (第 2 次) 策定 ○社会教育課に組織公民館担当職員を配置 ○相武台公民館, 東林公民館設置 ○相模台公民館開館 ○公民館職員研修会始まる ○市立図書館設置 (現在地)		○社会教育審議会建議「在学青少年に対する社会教育のあり方」 ○社会教育審議会答申「市町村における社会教育指導者の充実強化のための施策について」
昭和 50 (1975)	○社会教育委員の会議「本市における社会教育の振興について」を建議 ○大野中公民館開館	○上溝公民館が文部省優良公民館表彰を受賞	
昭和 51 (1977)	○橋本公民館開館	○第 1 回公民館のつどい開催	
昭和 52 (1978)	○社会教育部設置 ○横山公民館, 光が丘公民館設置		

昭和 53 (1979)	○組織公民館に 1 館 1 名の常勤職員配置 ○大野北公民館開館		
昭和 54 (1979)	○公民館職員を 1 館 3 名に増員 ○大沢公民館, 新磯公民館, 麻溝公民館開館		
昭和 55 (1980)	○社会教育委員の会議答申「相模原市における社会教育事業の在り方について ― 教育委員会の事務と公民館事業の明確化 ―」 ○田名公民館開館 ○「公民館運営のてびき」発行	○相模台公民館が文部省優良公民館表彰受賞	
昭和 56 (1981)	○社会教育課に公民館係と博物館準備係を新設 ○小山公民館, 相原公民館開館	○市民健康まつりが公民館毎に実施される ○第 1 回高齢者学級研究大会開催	○中央審議会答申「生涯教育について」
昭和 57 (1982)	○星が丘公民館, 清新公民館開館		
昭和 58 (1983)	○社会教育委員の会議答申「南文化センターのあり方について」 ○「公民館事業のてびき」発行 ○公民館保育を考える検討委員会報告書「相模原市における公民館保育のあり方について」 ○中央公民館, 大野南公民館開館		
昭和 59 (1984)	○相武台公民館, 東林公民館開館	○市公連「これからの相模原のめざす公民館」	
昭和 60 (1986)	○社会教育委員の会議答申「図書館の今後のあり方について」 ○横山公民館, 光が丘公民館開館 ○「公民館運営のてびき」第 2 版発行		○臨時教育審議会第 1 次答申「生涯学習体系への移行」
昭和 61 (1987)	○「相模原市図書館整備基本計画」策定 ○第 3 次相模原市総合計画策定 ○大沼公民館設置及び開館 ○「高齢者学級のてびき」発行		
昭和 62 (1988)	○上鶴間公民館設置及び開館		○臨時教育審議会第 4 次(最終)答申
昭和 63 (1989)			○文部省に生涯学習局設置
平成元 (1990)	○「相模原市社会教育振興計画」策定(社会教育委員の会議答申) ○「婦人学級のてびき」発行		
平成 2 (1992)			○中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」 ○「生涯学習振興整備法」公布
平成 3 (1991)	○「公民館活動のてびき」発行		○中央教育審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」

平成 4 (1992)			○生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」
平成 5 (1993)	○「さがみはら学びプラン — 相模原市生涯学習推進基本計画」策定		
平成 6 (1994)	○生涯学習部・課設置 ○大野台公民館設置及び開館		
平成 7 (1995)	○社会教育委員の会議報告「生涯学習時代における社会教育 — よりよい地域づくりと公民館の役割」 ○博物館開設	○橋本公民館が文部省優良公民館表彰受賞	
平成 8 (1996)			○生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」
平成 9 (1997)	○「相模原市社会教育振興計画実施計画～住みよい地域社会をつくる活動を生み出す公民館をめざして」策定		
平成 10 (1998)	○青年の家廃止 ○陽光台公民館設置及び開館		○生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」 ○特定非営利活動促進法（NPO 法）制定
平成 11 (1999)	○相模原市 21 世紀総合計画（新世紀さがみはらプラン）策定 ○社会教育委員の会議報告「生涯学習社会における家庭・地域の教育力強化のために」		○生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす — 生涯学習の成果を生かすための方策について —」 ○社会教育法改正（地方分権一括法案に関する改正）
平成 12 (2000)	○社会教育課が生涯学習課に統合		
平成 13 (2001)	○社会教育委員の会議答申「公民館のありかたについて」 ○「地域に根ざした公民館を目指して — 改革の基本的方向 —」策定 ○総合学習センター開設	○大野北公民館が文科省優良公民館表彰受賞	○社会教育法改正（教育改革国民会議報告を受けた改正）
平成 14 (2002)	○南文化センター廃止 一連の 公民館改革始まる （全館で正規職員を 1 名引き上げ、公民館活動推進員を 2 名ずつ配置、総合学習センターに公民館支援チーム発足など） ○生涯学習予約システム稼働開始		
平成 15 (2003)	○社会教育委員の会議報告「ふれあうよろこび、学ぶよろこび、生きるよろこび＝地域で輝く子どもたち＝」 ○館長代理の配置（11 館） ○公民館運営協議会への移行 公民館ホームページの開設 ○各公民館振興計画の策定開始	○大沢公民館が文科省優良公民館表彰受賞	○「公民館の設置及び運営に関する基準」改正 ○中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」

平成 16 (2004)	○全館館長代理を配置。11 館で正 規職員を 1 名引き上げ、推進員を 1 名増員。 ○各公民館振興計画の策定	○新磯公民館が文科省優良公民館表 彰受賞	
平成 17 (2005)	○全館館長代理 1 名、推進員 3 名体 制となる。 ○公民館振興計画に基づく運営の開 始	○麻溝公民館が文科省優良公民館表 彰受賞	
平成 18 (2006)	○津久井町・相模湖町を編入合併		12 月「改正」教育基本法公布
平成 19 (2007)	○城山町・藤野町を編入合併		

* 資料に基づき筆者作成